

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長泉町長 池田修

市町村名 (市町村コード)	長泉町 (223425)
地域名 (地域内農業集落名)	長泉町地域 (全域)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当計画地区は、畑作中心に栽培されており、基盤整備された農地がある程度まとまっている。また、農業用水道があり貸出しやすいが鳥獣被害や担い手不足(後継者がいない、高齢化)の問題もある。

東細尾地区では、肉牛農家が多い地域であり、一部農地では農業用水道が使用できる。西細尾地区、野台地区では、施設園芸農家(花卉農家)で大規模に経営しているところが多いが、小規模で耕作しづらい農地も存在する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・後継者が決まっている農地や、引き続き作付け意向のある農地所有者はこれまで通り耕作していく。
- ・担い手のいない農地や、貸出の意向のある農地は、地域内の担い手や町外の農業者(企業も含めて)に貸出ができるように町と地域で連携して検討していく。
- ・東細尾地区は露地野菜農家・法人等の集積、西細尾地区では花卉農家・法人等の集積、野台地区では花卉・観光農園関係農家・法人等の集積を目指し地域と連携して検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域の担い手、認定農業者や新規就農者、町外の農業者(企業も含めて)を中心に拡大を及び集積・集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者及び担い手の意向を踏まえ、段階的に農地中間管理機構に貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業者の要望を踏まえつつ、地権者や関係機関と協議をおこない、農地整備について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県・町、農協等と連携し、新たな担い手を育てるための研修制度を利用して新規就農者の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できるものがあるかどうか引き続き検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①猟友会と連携し、被害状況の確認や捕獲体制の構築。町の有害鳥獣防護柵補助事金を活用して、シカ、イノシシ等の被害防止を図る。
 ⑩県・町、農協等と連携し、新たな担い手を育てるための研修制度を利用した、新規就農者に対して町独自の助成制度(農機具等購入費補助金)により支援を行う。